

監査結果のノーツ（全庁掲示板）への掲載について

監査委員事務局

1 目 的

定期監査等において、同様の事務処理誤りに係る指摘が繰り返されています。このため、監査結果をノーツ（全庁掲示板）に掲載し、職員に周知することにより、指摘事項等の改善につなげていただくものです。

2 掲載する監査結果

令和3年4月以降に実施する「定期監査」及び「工事監査」

※「行政監査」の結果は従前どおり掲載します。

3 掲載する指摘等区分

全ての区分（指摘事項、要望事項、注意事項、意見、勧告）

※市ホームページ等においては、軽易な事務処理誤りである「注意事項」は公表していませんが、注意事項の改善にも寄与できるよう、全ての区分を掲載します。

<参考> 監査結果の指摘等区分

区 分	判 断 の 基 準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令、条例、規則等に明らかに違反していると認められるもの。・財務執行上、不適正と判断するもの。・不正又は不当な行為であるもの。・事故や損害が発生しているもの又はその恐れがあるもの。・その他、特に指摘すべき事項であると認められるもの。
要望事項	<ul style="list-style-type: none">・経済性、効率性及び有効性等の面から、事務の是正に向けた検討が必要と思われるもの。・市民サービスの向上及び財政の適正運営、健全化に向けて検討が必要と思われるもの。・法令等に違反はしないが、事務の効率化等の面から改善に向けた対応が必要と思われるもの。・その他、特に要望すべき事項であると認められるもの。
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・「指摘事項」、「要望事項」に至らない程度の軽易な改善等を要する事項で指導したもの。
意 見	<ul style="list-style-type: none">・監査の結果に基づいて、必要があると認めるときは、組織及び事務運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの。
勧 告	<ul style="list-style-type: none">・監査の結果に関する報告のうち、特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して、必要な措置を講ずべきことを勧告するもの。